

滋賀県立アーチェリー場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

県立社会体育施設のうち、滋賀県立アーチェリー場を、愛荘町へ移管するため、滋賀県立アーチェリー場の設置および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第21号）を廃止しようとするものです。

2 概要

- (1) 滋賀県立アーチェリー場の設置および管理に関する条例を廃止することとします。
- (2) その他
 - ア この条例は、平成22年11月1日から施行することとします。
 - イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

議第 号

滋賀県立アーチェリー場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立アーチェリー場の設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県立アーチェリー場の設置および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第21号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。
- 2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第69号から第73号までを次のように改める。
(69)から(73)まで 削除
別表第23から別表第27までを次のように改める。
別表第23から別表第27まで 削除
別表第29注3中「国民の祝日に関する法律」の右に「(昭和23年法律第178号)」を加える。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新														
<p>滋賀県使用料および手数料条例 昭和24年4月1日滋賀県条例第18号</p>	<p>滋賀県使用料および手数料条例 昭和24年4月1日滋賀県条例第18号</p>														
<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p>	<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p>														
<p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p>														
<p>(1)~(68) 省略 <u>(69)から(71)まで 削除</u> <u>(72) アーチェリー場使用料</u> 別表第26に定める額</p>	<p>(1)~(68) 省略 <u>(69)から(73)まで 削除</u></p>														
<p>(73) 削除 (74)~別表第22 省略 別表第23から別表第25まで 削除 別表第26</p>	<p>(74)~別表第22 省略 別表第23から別表第27まで 削除</p>														
<p>アーチェリー場使用料</p>															
<p>1 競技場使用料</p>															
<p>(1) 貸切り使用</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時30分から</td> <td>午後1時か</td> <td>午後5時30分か</td> </tr> <tr> <td>午後零時30分まで</td> <td>ら午後5時 まで</td> <td>ら午後9時30分 まで</td> </tr> <tr> <td>(1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに係のある団体が児童または生徒</td> <td style="text-align: right;">円 1,130</td> <td style="text-align: right;">円 1,710</td> <td style="text-align: right;">円 2,280</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	夜間	午前8時30分から	午後1時か	午後5時30分か	午後零時30分まで	ら午後5時 まで	ら午後9時30分 まで	(1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに係のある団体が児童または生徒	円 1,130	円 1,710	円 2,280	
区分		午前	午後	夜間											
		午前8時30分から	午後1時か	午後5時30分か											
	午後零時30分まで	ら午後5時 まで	ら午後9時30分 まで												
(1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに係のある団体が児童または生徒	円 1,130	円 1,710	円 2,280												

を対象に使用する 場合			
(2) アマチュア スポーツに使用 する場合	2,280	3,430	4,580
(3) その他の催 物に使用する場 合	9,170	13,700	18,300

(2) 個人使用

区分	金額
小学校、中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	円 2時間につき 220
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者	同 350
その他の者	同 500

2 会議室使用料

名称	午前	午後	夜間
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分か ら午後9時30分 まで
会議室	円	円	円
	1,130	1,710	1,940

注

- 1 県外居住者の使用料は、この表に定める額の1.5倍に相当する額とする。
- 2 土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日におけるその他の催物に使用する場合の競技場の貸切り使用については、その使用料の5割に相当する額を加算して徴

収する。

3 競技場（貸切り使用に限る。）および会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの使用料の額を時間割計算によつて算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）を加算して徴収する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

4 準備または後始末のために使用する場合の競技場の使用料は、その使用料の5割に相当する額とする。

5 付帯設備の使用については、実費相当額を徴収する。

別表第27 削除

別表第28 省略

別表第29

男女共同参画センター使用料

名称	区分	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大ホール		円	円	円	円	円
		5,800	16,000	17,100	29,800	35,600
研修室 A		2,280	3,100	2,280		
研修室 B		1,490	2,060	1,490		
研修室 C		1,490	2,060	1,490		
特別会議室		5,500	7,220	5,500		
調理実習室		3,100	4,120	3,100		

別表第28 省略

別表第29

男女共同参画センター使用料

名称	区分	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大ホール		円	円	円	円	円
		5,800	16,000	17,100	29,800	35,600
研修室 A		2,280	3,100	2,280		
研修室 B		1,490	2,060	1,490		
研修室 C		1,490	2,060	1,490		
特別会議室		5,500	7,220	5,500		
調理実習室		3,100	4,120	3,100		

視聴覚室	5,260	6,870	5,260		
トレーニングルーム	2,740	3,550	2,740		
茶亭	2,740	3,550	2,740		
展示ギャラリー	1日につき 4,200円				
テニスコート	1面2時間につき 1,260円				

注

- 1 県内に居住する者を主体とする団体が男女共同参画の推進を主たる目的として使用する場合の使用料(テニスコートを除く。)は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 2 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合の大ホールおよびテニスコートの使用については、その使用料の5割に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、これを10円とする。)を加算して徴収する。
- 4 付帯設備の使用料については、実費相当額を徴収する。

別表第30～ 省略

視聴覚室	5,260	6,870	5,260		
トレーニングルーム	2,740	3,550	2,740		
茶亭	2,740	3,550	2,740		
展示ギャラリー	1日につき 4,200円				
テニスコート	1面2時間につき 1,260円				

注

- 1 県内に居住する者を主体とする団体が男女共同参画の推進を主たる目的として使用する場合の使用料(テニスコートを除く。)は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 2 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合の大ホールおよびテニスコートの使用については、その使用料の5割に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、これを10円とする。)を加算して徴収する。
- 4 付帯設備の使用料については、実費相当額を徴収する。

別表第30～ 省略